

Title	Dr. G. Kurt Johannsen and H. H. Kraft; Germany's Colonial Problem. 1937.(Das Kolonialproblem Deutschlands. 1936.)
Sub Title	
Author	山本, 登
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1937
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.31, No.12 (1937. 12) ,p.1863(169)- 1869(175)
JaLC DOI	10.14991/001.19371201-0169
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19371201-0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

干渉を擴張して統制經濟を探りつゝあるが、英國はそれでも未だに自由放任主義の最後の城砦たる觀があるといふ。吾々は此等諸國の經濟政策を讀んで、伊太利の組合國家、米國のニュー・ディール、ソヴェート聯邦の内情等に就て一通りの知識を要領よく知ることが出来る。

第三篇は再び理論的研究に戻つて、著者自身の意見を述べて全卷の結論とする。私的營利企業の自由競争は、社會全員の消費欲望によく應へ且つ之を増進することに成功した。然るにそれは次第に種々の制限や獨占を生み且つ之を必要とするに至つた。が企業家自身の側よりする統制策は、初めの様に消費者に満足を與へないで企業者側のみの利益の爲に行はれることの多いものであつた。此處に於て國家の爲す統制又は計畫が必要となつたのである。パロースは戰後、國家が國內、國際の兩分野に於て干渉することの事例を指摘する。而して自由放任主義への復歸が認むべからざるものであると斷ずる。今日の自由競争の弊害は多く、自由競争自體が生み出したものである。現今の不平等、不自由の世界に於て再び自由放任へ戻ることは決して眞の自由競争を齎らし得ないといふのである。(二六七頁)然らば計畫經濟はどうかといふに、之亦彼の賛成する所とならぬ。生産と消費とを計畫的に定めてしまふことは、欲望を充分満たすことも、生産的資源を能率的に利用することを、も不可能にする。此點では競争的價格組織に優る效果を示して呉れるものはないのである。

結局、吾々の取る可き道は、現存制度の上に立ち、其長を探り、短を棄てるといふ修正主義であり、個人主義と集産主義の中道を歩むべきであるといふ折衷主義に落着くことに爲る。

Dr. G. Kurt Johansen and H. H. Kraft;

Germany's Colonial Problem. 1937. (Das Kolonialproblem Deutschlands. 1936.)

山 本 登

一九三三年ヒットラーを宰相とするナチス獨裁權の確立以來獨逸の外交政策は次の三原則を中心に遂行され來つた。即ち其の(一)は獨逸民族の團結であり、(二)はヴェルサイユ條約の廢棄、(三)は世界大戰による失地の回復である。而かも最近に於ける植民地再分割問題乃至は原料資源再分配問題の擡頭と共に、英米佛を中心とする現状維持派と日獨伊を包含する現状打破派の世界的な對立に關する論議は、「所謂「持つ國」と「持たざる國」或は「満足國」と「不満足國」と云ふ一對の流行語を生んで世界を風靡するかの如き感がある。其の中に在つて獨逸は「持たざる國」側の最も有力なる代表者として自他共に許すかの如く行動し其のヴェルサイユ條約への反擊或は舊獨領植民地返還の要求は益々熾烈の度を加へつゝある。斯かる秋に際して茲に紹介せんとする Dr. G. Johansen & H. H. Kraft: Germany's Colonial Problem. 1937. (Das Kolonialproblem Deutschlands. 1936.) は獨逸側よりの主張を理解する手引として好箇の小著と云ふ事が出来やう。「持たざる國」獨逸は如何に世界に向つて求めるか。我々は本書の内容を概観する事に依つて之を明らかにしやう。

Johansen and Kraft: Germany's Colonial Problem. 1937.
(Das Kolonialproblem Deutschlands. 1936.)

「獨逸の植民地問題」なる書名の下に本書が叙述する所は其の副題の示す如く次の三項目に大別される。即ち先づ世界の原料資源再分配必要の主張、次に獨逸の植民地返還要求を支持する所の諸事實、諸論議の蒐集及展開、更に本問題に關する最近の所論の検討である。

然して既に指摘したる如く獨逸の斯かる要求の鋒先が何よりも先づヴェルサイユ條約の全面的破棄に向けられる例に倣ひ本書も亦同條約への攻撃を以て基本的主張と爲す。「世界的繁榮回復への最も有力なる阻害原因の一はヴェルサイユ條約が獨逸より其の植民地の利用を奪つたと云ふ事實に見出さるべきである」。(英語版 p. 6. 獨語版 S. 5.) 蓋し近時に於ける統制主義の世界的な傳播、ブロック形成の強化は原料資源及び食料の自由な交通を遮斷する事によつて所謂「持たざる國」の困難を益々激化する傾向にある事は否定し得ざる事實である。斯かる際に人口稠密にして且つ自然的資源の不充分なる獨逸が自己を斯かる困難なる地位に陥れたと思推するヴェルサイユ條約の廢棄を要求する事によつて資源の平等なる分配惹いては舊獨領植民地の返還を要求する事は寧ろ當然であり、而かも獨逸側の立場より見て茲に著者が特に強調せんとする所は獨逸の要求は新植民地への領土的野心にあらずして、并つて其の支配下に在りヴェルサイユ條約によつて非合法に奪はれた舊獨領植民地の返還と云ふ適正な權利に基く合法的な要求であると云ふ點にある。

斯かる意圖の下に著者は先づ第一章に於て列國による世界の植民地領有の現状分析を開始する。其處に於て彼は各國の植民地面積と其の母國面積及び人口との對比により海外領域所有國としては英國を筆頭に佛、伊、白、蘭、和、西の諸國を埒し來り、(此の場合伊エ戦争成功後の伊太利を「持つ國」と爲すのは興味ある見方であらう)又自給自足的な國として米及びソ聯を擧げ、最後に植民地なき國として獨、日、波を包括する。斯くて茲に前記の所謂「持つ國」

と「持たざる國」の對立が明白にされ、更に斯かる不平等なる分割の結果を激化するものとして近時頗みに増大された關稅障壁或は輸入制限等による國際貿易の保護主義化の影響が考慮に入れられるのは既述の如くである。而かも此の場合にも其の根ざす所はヴェルサイユ條約に在りとされ之が今日の經濟的困難の根本原因であり、其處より又政治的不安が起るものと結論される。

更に此の點に關し獨逸の同條約廢棄、又は植民地返還要求を妥當化する爲にはより強力なる理論的根據が必要であり、著者は獨逸が他の「持たざる國」に比して獨自の特殊の地位を保有する事を強調する。即ち、獨逸は戰前既に價値ある植民地を有し、而かもそれ等は不法に奪取された。従つて舊海外原料供給地の回復は獨逸の正當な權利主張である。斯くて獨逸は所謂「持たざる國」には屬さないと。(p. 17. S. 16.) 然らば斯かる特殊性を有する獨逸の植民地問題とは何か。之が當然第二章に於て扱はるべき問題となる。

斯かる特殊性の指摘に際して先づ大戰前に於て植民地領有國としての獨逸が如何なる状態に在つたか、そして其れ等の領域が大戦中を通じ且つ又ヴェルサイユ條約により聯合國側の爲めに如何に非合法的に獨逸の手より奪取されて國際聯盟による委任統治の制度へ改變せしめられたか、而かも同條約は單に獨逸の海外領域の没收のみならず歐洲大陸に於て獨逸本國の面積を如何に削減したかの諸事情を叙述する事によつて、其の爲に原料資源供給地を喪失した獨逸が現時の封鎖的な國際交易關係の進展に伴つて如何に經濟的困難に追ひ込まれたかを明かにし、斯るが故に先づ獨逸は斯かる經濟的困難を克服する爲めに自ら原料を獲得し得る獨逸自身の植民地を要求するの妥當なる事を力説し、更に不法なるヴェルサイユ條約より離脱して其の舊植民地返還の要求を爲す合理的權利を保有すると主張する。(pp. 24-25. SS. 23-24)

斯くて著者は元來列國による舊獨領植民地の分割は一九一八年のウィルソン平和綱領を蹂躪して遂行されたるの事實並に聯合國側が分割に際して理由とした所は「獨逸には所謂植民地經營の能力無しとの虚言」に基くとして之を反駁し、又會ての獨逸の植民地統治の功績を是認する諸論を集め來つて、既述の獨逸の要求の妥當性を裏書きせんと試みる。そこで結局「獨逸の植民地返還要求は合法的、道徳的意義を有す」(p. 33, s. 31)と爲し、今や獨逸にとつて其の回復は國家的威信の問題と結び付くと見る。而かも茲に於て我々はナチス獨裁權下に四ヶ年經濟計劃遂行中に在る民衆の關心をば此の對外問題に集中せしめる事によつて國內的な諸障害を乗越えんとする巧みなるナチス對内政策の一斑を看取し得る。

所で獨逸が植民地返還の經濟的理由とする所は何か。著者によればそれは(a)原料資源としての植民地、(b)市場としての植民地、(c)歐洲人の移住地としての植民地の利用の三部門に分つて考察される。

獨逸に限らず今日世界的に見られる植民地再分割要求の經濟的根據の一は明らかに原料資源の問題である。然るに獨逸の現状は其の工業及農業用の原料を大部分外國よりの購入に依る。在外正貨の乏しい獨逸は其の支拂の爲めに自國製品の海外輸出に俟つの外はない。而かも繰返し述べた如く現時の國際交易の狀勢が輸出に對して防碍的な時、斯かる困難打開の途は必然的に原料供給地としての植民地領有に求められる。特に獨逸にとつて舊植民地が現實に之等必要原料の或程度を産出しつゝあるのを見ては假令其の産出力が英領其他の植民地に比し貧弱であると云へ、其の要求を強化せざるを得ないであらう。

第二の經濟的根據たる本國製品の販路としての植民地に關しては獨逸と舊獨領植民地間の貿易關係は充分に其の意義を示してゐる。即ち大戰前に於ける獨逸の其の植民地への輸出額に比較して戦後それ等の領域が委任統治下に

置かれてより以後の輸出額の減退は著しいものがある。蓋し「貿易は國旗に従ふ」は不變の眞理であり「獨逸は自己の領土を得る事によつてのみ其の輸出を増進し得るのである。」(p. 47, s. 41)更に本國製品販賣市場としての植民地の確保は單に貿易上の利益のみならず本國の勞働市場を緩和し、或は海運業の隆盛をも齎らし得る。何れにしても經濟的國家主義の進展する現在に於て市場の確保は非常な強味である事は敢て説明を要さぬ所である。

最後に移住地としての、換言すれば母國の過剰人口の捌口としての植民地の價値は往々にして過大に評價される觀がある。世界植民地領域未分割の時代に於ては大集團的移民は或程度の効果を擧げ得たかもしれぬ。然し現時の如く既に其の分割の既定的なる時に人口捌口としての植民地を求める事は極めて困難である。著者も亦獨逸に於て移住地としての植民地問題は第二義的意義を有するに止る事を認め乍ら、尙且自己の植民地領有によつて、其處に或程度の就業の機會を見出し結局に於て獨逸にとり有利なる事を説かんとする。而かも人口過剰の問題は本質的には單に土地面積と人口數との對比によつてのみ決まるものではないから、移住民の獎勵は高々人口問題の緩和に役立つに止ると考へざるを得ない。

以上に於て獨逸が植民地を要求する經濟的理由なるものが理解される。勿論叙上の諸事情も夫々有力なる根據たる事は疑を容れぬ。然し乍ら現代の獨占資本主義時代に於てより、根本的な要求は資本の輸出でなければならぬ。「持たざる國」側の主張は自ら明白に資本輸出の要求を表明はしないが其の目標とする所が母國の資本主義的發展に存すると考へられる限り、資本輸出地としての植民地の獲得が如何に母國にとつて大なる利潤を保證するかは自ら明白であらう。又更にそれと結合して植民地には軍事上戰略上の意義が附加されなければならない。經濟的に價値もない洋上の一島嶼に關して如何に深刻に列國が其の所有を争ふか、何れも夫々の國の資本主義的な利害關係より

考察してこそ始めて解決し得る問題である。

所で斯かる根據より出づる獨逸の植民地要求も現實の問題としては先づアフリカ分割の問題である。(p. 51. S. 45)云ふ迄もなくアフリカ大陸は現在歐洲への原料供給の中心地であり、將來に於て一層の重要性を豫想せられる。従つて著者も茲に於て、獨逸の資本主義的な要求を明白に曝け出す。即ち其の意圖する所はアフリカ大陸並に土著民を犠牲にしての獨逸並びに歐洲列國の發展に在り、白人による暗黒大陸の文化的開發なる麗句の下に同大陸に於ける植民地領域の再分割が求められる。斯くて我々は獨逸側の擧げる如何なる理由にも拘らず結局其の要求の根柢を爲すものは資本主義的利益關係以外の何物でもない事を讀み取る事が出来る。

扱て前述の獨逸の要求が種々の場合に公表され主張されるに應じて獨逸植民地問題は必然的に國際的論議の中心となつた。第三章に於て著者は斯かる論議の多くを集め來つて整理し、以て獨逸の要求を是認せしむる爲めに意義づけんとする。斯かる目的の爲めに著者が單行本、雜誌論文又は新聞論説等より引用し來れる所は實に多數に上る。而も是れ等を通讀する時我々は「持つ國」側の代表者とも云ふべき英國が如何に國際的摩擦を避け乍ら本問題を解決せんと努力しつゝあるかを理解し得る。即ち英國全體にとつての利害關係より考察するならば獨逸への或程度の讓歩を忍んでも兎も角問題の平和的解決を計らんとする。其場合或論者は舊獨領の現英國委任統治領の返還を止むを得ずとするも、現状維持派としての英國は出來得べくんば問題を經濟的のみ限定せん事を希求する。其の代表的な主張は一九三五年九月ジュネーブに於ける英國外相ホーアの提案であり、それは結局に於て原料資源の公平なる分配を以て問題の解決を計らん事を意味する。

然し乍ら現在の如き不均衡が果して單に斯かる經濟的手段のみによつて解決され得るであらうか。我々は之に對

して甚だ悲觀的たらざるを得ない。蓋し「今日に於ては自己の植民地を有してのみ始めて自國製品を輸出し必要原料を輸入し得る保證が與へられる」(p. 73. S. 63)のであり、其の限り領土の分割を伴はぬ原料の分配は、無意味であるか或は効果の甚だ小なるものであらう。

斯くて著者の結論する所は次の如くである、「獨逸の舊獨領植民地返還要求は道德的、合法的並に經濟的理由により支持せられる。其の努力は帝國主義的動機によらず、獨逸國民に對し經濟的發展の力を與へんとする願望によつて刺戟される」(p. 85. S. 72)斯くて彼は前述せる獨逸の要求の特殊性を再び繰返し強調し乍ら、舊獨領たりし委任統治領の返還を要求し、其の要求の列國による受諾が世界平和を導く所以である旨を力説して筆を擱く。

以上、本書によつて我々は獨逸の植民地要求が如何なる意圖の下に於て爲されてゐるかを明白に知る事が出來た。それが原料資源問題、販路問題、人口捌口或は國家的威信等々の問題と結合してゐるとは云へ結局に於て領土の現勢擴張を意味するものであり又他の非資本主義的領域を犠牲としての獨逸の發展を目指すものである事を見るならば、著者の如何なる説明にも拘らず問題は錯綜せる國際資本主義の對立の渦中に於て、一路復興に向つて邁進する獨逸資本主義の利害關係に基礎を有するものと考へざるを得ない。

斯くてこそ始めてナチス政權下に於ける獨逸植民地問題の對外的並びに對内的意義を正確に理解する事が出来るのである。

〔附記〕 英語版と獨語版の間には其の説く所何等の相違も存しない。只英語版には獨語版發行以後に、本問題に關して發表された論説なり論文なりの引用が附加されてある。尙双方共附録に統計資料が載せてある。